

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について					(4) 補助内容について					
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等
							備考	備考		備考	備考		備考	備考	
福岡県	耐震診断アドバイザー派遣制度	福岡県	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	県が主催する講習会を受講し、登録された耐震診断アドバイザー(建築士)を派遣し、現地調査を実施			福岡県内の原則昭和56年以前に建築された木造戸建住宅	④要件なし		特になし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助		定額 (アドバイザー派遣費用11,000円のうち3,000円を自己負担)
福岡県	バリアフリーアドバイザー派遣制度	福岡県	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	県が主催する講習会を受講し、登録されたバリアフリーアドバイザー(建築士、理学療法士又は作業療法士)を派遣し、アドバイスを実施			県内の住宅(北九州市、福岡市を除く)	④要件なし		特になし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助		定額 (アドバイザー派遣費用11,000円のうち全額補助)
福岡県	高齢者等在宅生活支援事業(住宅改修助成事業)	福岡県市町村	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		低所得者かつ高齢者(介護保険法の要介護者又は要支援者)、身体障害者、知的障害者、重複障害者のいずれかである者	特になし		③その他の要件	介護保険法に規定する「居宅介護住宅改修費」「介護予防住宅改修費」及び厚労省の地域生活支援事業の「日常生活用具給付等事業」との併用可能。ただし、区分けが明確であること。	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	工事に要する経費。(上限30万円)工事を伴わない場合は対象としない。(例)すのこ設置	1.0/1.0 (県と市町村で1/2ずつ負担)
福岡県	北九州市住宅ローン金利優遇制度	北九州市	②バリアフリー改修			一定の要件を満たすリフォームに係る住宅ローンについて、銀行が、市との協定に基づき金利を優遇するもの			市内の住宅で自らが居住するためのものであること	④要件なし		各金融機関の定める融資要件を満たしていること	⑥その他	各金融機関の定める金利に対して優遇措置を行うもの	0.1%優遇
福岡県	北九州市住宅耐震改修工事費等補助事業	北九州市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)			<木造住宅> ・旧耐震基準で建てられたもの ・2階建て以下 <分譲マンション> ・旧耐震基準で建てられたもの ・延べ1000m以上かつ3階建て以上の耐火・準耐火構造 ・敷地面積500㎡以上	①ほかの補助事業との併用は不可	国、他の地方公共団体から同様の補助金を受けている場合は不可	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		<木造住宅> 耐震改修工事費×23.0% または 改修部分の延べ面積×32,600円×23.0% のいずれか低い額 <分譲マンション> 耐震改修工事費×23.0% または 改修部分の延べ面積×47,300円×23.0% のいずれか低い額	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について					(5) 補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	免注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等
							備考	備考		備考	備考		備考	備考	
福岡県	北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去工事等補助事業	北九州市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし	解体予定の建築物は対象外	①ほかの補助事業との併用は不可	国、他の地方公共団体から同様の補助金を受けている場合は不可	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		<分析調査>費用の10/10 <除去等>費用の2/3
福岡県	北九州市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業	北九州市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし	特になし	④要件なし		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		1kW×3万円
福岡県	すこやか住宅改修助成事業	北九州市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	すこやか住宅協議会に登録する事業者	①高齢者・身体障害者のみ	要介護・要支援の認定を受けた人がいて、生計中心者の前年所得税額が7万円以下の世帯	特になし	④要件なし		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		生計中心者の前年所得税年額が0~7万円の世帯：75% 生活保護世帯及び市民税非課税世帯：100%
福岡県	共同住宅耐震診断費補助事業	福岡市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	建築士法の規定による建築士事務所	③その他の要件	当該補助金を過去に受けたことがないこと 市税を滞納していないこと	昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した、3階建て以上かつ1,000㎡以上の共同住宅(予備診断については3~5階建て)	③その他	ほかの補助事業との重複は不可		①特定の工事の工事費用に応じて決定		耐震診断費用の2/3と住宅面積1,000㎡/㎡の2/3どちらか低い額
福岡県	住宅耐震改修工事費補助事業(木造戸建住宅)	福岡市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	当該補助金を過去に受けたことがないこと 市税を滞納していないこと	昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築又は工事に着手した住宅であって、地階を除く階数が2以下のもの	③その他	ほかの補助事業との重複は不可		①特定の工事の工事費用に応じて決定		耐震改修工事費用の23%と住宅面積47,300㎡/㎡の23%どちらか低い額
福岡県	住宅耐震改修工事費補助事業(共同住宅)	福岡市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	当該補助金を過去に受けたことがないこと 市税を滞納していないこと	昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した、3階建て以上かつ1,000㎡以上の共同住宅	③その他	ほかの補助事業との重複は不可	市域内のDID地区等耐震改修促進法の認定を受けたもの敷地面積500㎡以上	①特定の工事の工事費用に応じて決定		耐震改修工事費用の23%と住宅面積47,300㎡/㎡の23%どちらか低い額

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について					(5) 補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	免注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等
							備考	備考		分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考		分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用に応じて決定 ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を設定	備考	
福岡県	福岡市障がい者住宅改造成事業	福岡市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		①高齢者・身体障害者のみ	世帯の生計中心者の前年の所得税額が25万円以下で、かつ次に掲げる世帯 ○65歳未満で、視覚又は肢体不自由の身体障害者手帳1・2級の人がいる世帯 ○65歳未満で、下肢、体幹機能障がい又は脳原性運動機能障がい(移動機能障がいに限る)の身体障害者手帳3級(ただし、介護保険の住宅改修サービスを利用できる方を除く)の人がいる世帯 ○65歳以上で、上記の障がい要件に該当し、介護保険の要介護認定において要支援又は要介護の認定を受けることができなかった人がある世帯	特になし	③その他	介護保険対象者については、介護保険の給付を優先。	特になし	⑥その他	改造に要した額と、助成基準額を比較して少ない方の額に世帯区分に応じた助成率を乗じた額を助成。ただし、助成基準額を上限とする。 【助成基準額】 障害者手帳1・2級で介護保険対象の人…30万円 障害者手帳1・2級で介護保険対象外の人…50万円 障害者手帳3級…20万円 【助成率】 生活保護世帯等及び生計中心者の前年の所得税が非課税の世帯…100% 生計中心者所得税が1円以下42,000円以下の世帯…75% 生計中心者所得税が42,001円以上250,000円以下の世帯…50%	左記のとおり
福岡県	高齢者住宅改造成助成	福岡市	②バリアフリー改修	高齢者の自立の助長又は介護者の負担の軽減する	①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	福岡市内に居住する65歳以上の高齢者で、介護保険における要支援1・2、要介護1～5の認定を受けた者	特になし(賃貸住宅については所有者の承諾が必要)	③その他	一部工事については、介護保険の住宅改修費給付の上乗せも可	事前申請が必要	①特定の工事の工事費用に応じて決定	30万円を上限に利用者の介護保険料段階に応じて助成率が異なる 介護保険料段階1 : 100% 介護保険料段階2・3 : 90% 介護保険料段階4 : 60% 介護保険料段階5・6 : 35% 介護保険料段階7 : 10% 介護保険料段階8・9 : 対象外	
福岡県	住宅用太陽光発電システム設置補助	福岡市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		④要件なし		市内の住宅で、自ら所有し居住する戸建住宅、分譲共同住宅等	①ほかの補助事業との併用は不可	国の補助と併用可	特になし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	発電出力2kW以上、未使用	定額
福岡県	家庭用燃料電池設置補助	福岡市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		④要件なし		市内の住宅で、自ら所有し居住する戸建住宅、分譲共同住宅等	①ほかの補助事業との併用は不可	国の補助と併用可	特になし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	総合効率80%以上(LHV基準)・家庭用燃料電池 発電出力1.5kW以下、未使用	定額

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について					(5) 補助内容について					
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(有利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等	
							分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考		分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考		分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用に応じて決定 ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を設定	備考		
福岡県	福岡市住宅省エネ改修助成事業	福岡市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			次の各号のいずれにも該当するもの (1) 次のいずれかに該当する者 ア 市内にある住宅の所有者(分譲共同住宅の場合は、区分所有者) イ 市内にある分譲共同住宅の管理組合 ウ 市内にある住宅に自ら居住し、住宅所有者より住宅の省エネ改修等を実施する許可を得た者 (2) 市税を滞納していない者	住宅エコポイント制度でエコリフォームのポイントが発行された住宅	②ほかの補助事業の利用を要件としている	住宅エコポイント制度の利用を要件としている	特になし	⑥その他	住宅エコポイントのポイント数	住宅エコポイントの2/3	
福岡県	福岡市雨水流出抑制施設助成制度	福岡市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)	貯留タンク 要件なし 浸透施設 福岡市排水設備指定工事店	③その他の要件	土地・建物の所有者または、使用者	特になし	④要件なし		浸透施設 市街化区域内既に建築物の 存する敷地に設置すること (新築、増築時は 除く)	②工事費用に応じて決定	貯留タンク 貯留タンク購入費の1/2 浸透施設 設置工事費	貯留タンク 貯留タンク購入費の1/2 タンク購入費の1/2 浸透施設 設置工事費 設置工事費 全額	
福岡県	福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業	福岡市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)		④要件なし		解体予定の建築物は対象外	①ほかの補助事業との併用は不可	国、他の地方公共団体から同様の補助金を受けている場合は不可	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	<分析調査> 費用の10/10 <除去等> 費用の2/3		
福岡県	久留米市住宅エコリフォーム助成事業	久留米市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	市内事業者：市内に本店・支店等の事務所を置く事業者または個人事業者	③その他の要件	自ら居住する住宅の所有者で市税に滞納がない方	住宅エコポイント制度でエコリフォームのポイントが発行された住宅	①ほかの補助事業との併用は不可		特になし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	国の住宅エコポイントで発行されたポイント数の2/3		
福岡県	久留米市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	久留米市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	自ら居住する市内の住宅に対象システムを設置する個人で電灯契約をしている人	久留米市内の住宅	②ほかの補助事業の利用を要件としている	J-PECへの申請を義務付けている	特になし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	発電量×1.5万円(ただし、補助額の上限は6万円)		
福岡県	久留米市家庭用電動式生ごみ処理機購入費補助事業	久留米市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	市内の登録販売店	③その他の要件	市内に居住しており、過去5年以内に補助を受けていない者	特になし	④要件なし		登録販売店で講習を受けること	⑥その他	購入費の1/2 1世帯1台のみ	購入費×1/2 (百円未満切捨て)	
福岡県	久留米市生ごみ処理容器購入費補助事業	久留米市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	市内の登録販売店	③その他の要件	市内に居住しており、過去5年以内に補助を受けていない者	特になし	④要件なし		特になし	⑥その他	購入費の3/4 1世帯2台まで	購入費×3/4 (百円未満切捨て)	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について					(5) 補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	免注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等
							備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし		備考	備考		備考	備考	
福岡県	久留米市木造住宅耐震改修工事費補助事業	久留米市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	市内に本店、支店等の事業所を有する事業所又は市内の個人事業者	③その他の要件	過去に補助金の交付を受けていない者 ・市税を滞納していない者	・市内に存するもの ・昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築又は工事に着手したものの ・地階を除く階数が2以下のもの ・建築基準法及び関係法令の規定に違反していないもの	④要件なし		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	住宅の用に供する部分の耐震改修工事に要する費用	下記の低い額(千円未満切捨て) ・耐震改修工事費の23% ・延べ面積に32,600円を乗じて得た額の23%
福岡県	飯塚市高齢者等住宅改造助成事業	飯塚市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	2つ以上の事業者に見積を依頼し、低い金額を基本とする。なお、見積先に市の指定業者を1つ以上含める。	③その他の要件	非課税世帯で要介護認定者及び要介護認定を受けていない自立者	特になし	②ほかの補助事業の利用を要件としている	※介護認定者のみ介護保険の住宅改修費を全額使っていることを前提とし、それ以外の改修で助成対象部分のみを助成。	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象設備の設置にかかる費用	■生活保護世帯 10/10 ■生計中心者の前年の市県民税及び所得税年額が非課税の世帯 9/10
福岡県	地域生活支援事業(日常生活用具給付事業)	飯塚市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	下肢、体幹機能障害3級以上(特殊便器取替は上肢2級以上)ただし、65歳以上は除く	特になし	④要件なし			①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象設備の設置にかかる費用	定額
福岡県	飯塚市住宅用太陽光発電システム設置補助金	飯塚市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	■市内において、申請者本人が居住する個人住宅に太陽光発電システムを設置する者。 ■市内に住民登録がある者。 ■市税の滞納がない者。	特になし	④要件なし			①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象設備の設置にかかる費用	定額
福岡県	雨水貯留タンク設置補助金	飯塚市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	タンクを設置する土地・建築物の所有者または使用者で、市税の滞納がなく既に当該補助金の交付を受けていないもの。(ただし、前回の交付から7年以上経過している場合は可能。)	特になし	④要件なし			①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象設備の設置にかかる費用	定額
福岡県	生ごみ処理容器購入費補助金	直方市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	・市内居住の一般世帯 ・市で斡旋する容器・堆肥化された生ごみを自家処理できること。	③その他の要件	市内居住の一般世帯	無し	④要件なし		一世帯2基まで。以降5年間購入不可。	⑥その他	一律 2,700円	定額
福岡県	生ごみ処理機購入助成事業	田川市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	市内に居住し、かつ、生ごみ処理機を購入したもの。補助対象数量は、1世帯につき1基	特になし	④要件なし		一般家庭のみ対象	⑥その他	補助対象設備の設置にかかる費用	補助対象設備の設置経費の2分の1とし1個につき3千円を限度とする(100円未満切捨て)
福岡県	生ごみ処理容器(コンポスター)購入助成事業	田川市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	市内に居住している一般家庭で1世帯につき2個まで	特になし	④要件なし		一般家庭のみ対象	⑥その他	補助対象設備の設置にかかる費用	補助対象設備の設置経費の2分の1とし1個につき3千円を限度とする(100円未満切捨て)

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について					(5) 補助内容について						
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(有利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	備考	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		備考	その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等
								分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考		備考	備考			備考	備考	
福岡県	田川市住宅改修費助成事業	田川市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			③その他の要件	<p>次の各号の全てに該当する者で、市長が住宅改修(維持補修的なものを除く。)の必要があると認めたものとする。</p> <p>(1) 田川市内に住所を有する者。</p> <p>(2) 介護保険居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給が認められた者又は障害者の日常生活用具給付事業で貸与又は給付が認められた者。ただし、知的障害者及び精神障害者については、この限りでない。</p> <p>(3) 当該世帯生計中心者の市県民税及び前年度所得税課税年額が非課税の世帯に属する者で、申請前において市税及び国民健康保険税の滞納がない者。</p> <p>(4) 次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者。</p> <p>ア 介護保険要介護認定において、要支援及び要介護1～5と判定された者</p> <p>イ 身体障害者(身体障害者手帳の1級又は2級に該当する者及びそれ以外の者で、補装具として車いす等の交付を受けており、市長が特に必要と認めた者)</p> <p>ウ 知的障害者(療育手帳の交付を受け、障害の程度欄に「A」と表示された者及び療育手帳の交付を受けていない者で、児童相談所、知的障害者更生相談所又は専門医の判定又は診断により知能指数35以下と認められる者)</p> <p>エ 重複障害者(児童相談所等の判定又は診断により知能指数50以下と認められ、かつ身体障害者手帳の3級に該当する者)</p> <p>オ 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する者)</p>	特になし	④要件なし	特になし	②工事費用に応じて決定	対象工事に要する経費30万円を上限	対象工事に要する経費30万円を上限		
福岡県	田川市日常生活用具給付事業	田川市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			①高齢者・身体障害者のみ	<p>下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する身体障害者であって障害程度等級3級以上の者</p>	住宅改修対象者が現に居住する住宅について行われる(借家の場合は家主の承諾を必要とする)	①ほかの補助事業との併用は不可		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象工事にかかる費用	20万円を限度とし、そのうち9割を補助(生活保護は10割補助)	
福岡県	筑後市住宅改修補助金	筑後市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			③その他の要件	世帯主	市税の滞納がないこと	①ほかの補助事業との併用は不可			②工事費用に応じて決定		1/10(千円未満は切り捨て)	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について					(5) 補助内容について							
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者					他の補助事業との関係		その他	A) 支援対象		補助率等	
							備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考		備考
福岡県	高齢者等住宅改造支援事業	大川市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)				③その他の要件	65歳以上の高齢者で身体機能が低下し住宅改造が必要な方、重度の身体・知的障害または重複障害で住宅改造が必要な方で、世帯生計中心者の方の住民税及び所得税が非課税で市税・介護保険料等の滞納がないことが条件である。また、利用は1世帯1回のみ。	特になし		③その他	介護保険や障害者日常生活用具給付事業から住宅改修費支給を受けることが条件である。	福岡県建築住宅センターによる住宅アドバイザー制度を活用することが条件である。	②工事費用に応じて決定	日常利用する部分のバリアフリー改修費用	補助対象費用を積算して上限30万円以内で決定
福岡県	大川市住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付事業	大川市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			③その他の要件	市税の滞納がないこと	住宅及び併用住宅		④要件なし				④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	3万円/kw	100%
福岡県	中間市住みよか事業	中間市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			①高齢者・身体障害者のみ	(対象者) 第3条 事業の対象者は、次の各号のすべてに該当する者で、市長が住宅改造(維持補修的なものを除く)を真に必要と認めたとする。 (1) 市内に住所を有する者 (2) 次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者。 ア 介護保険該当者で介護保険の住宅改修費の請求を行う者。 ただし、介護保険該当者が行なう住宅改修部分に、介護保険の住宅改修に該当する箇所がない場合は、この限りでない。 イ 身体障害者(身体障害者手帳の1級又は2級に該当する者及びそれ以外の者で補装具として車いす等の交付を受けており、市長が特に必要と認めたとする)として、身体障害者日常生活用具給付等事業の住宅改修費の申請を行う者。 ウ 知的障害者(療育手帳の交付を受け、障害の程度の欄に「A」と表示された者及び療育手帳の交付を受けていない者で、児童相談所、知的障害者更生相談所又は専門医(以下「児童相談所等」という。)の判定又は診断により知能指数35以下と認められる者) エ 重複障害者(児童相談所等の判定又は診断により知能指数50以下と認められ、かつ身体障害者手帳の3級に該当する者) (3) 生活保護世帯および当該世帯の生計中心者の住民税および前年所得課税年額が非課税の世帯に属する者	特になし	③その他	介護保険による住宅改修を優先	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		10割		

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について					(5) 補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	備考	発注者 備考	リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他	A) 支援対象		
										分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考	(工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	備考	備考	補助率等
福岡県	小郡市住みよか事業	小郡市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			この事業の対象者は、次の各号の全てに該当する者で、市長が住宅改修(維持補修的なものを除く。)を真に必要と認めた者とする。 (1) 小郡市内に住所を有する者 (2) 次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者 ア 介護保険要介護認定において要支援又は要介護1～5と判定された者 イ 身体障害者(身体障害者手帳の1級又は2級に該当する者及びそれ以外の者で、補装具として車椅子等の交付を受けており、市長が特に必要と認めた者) ウ 知的障害者(療育手帳の交付を受け、障害の程度欄に「A」と表示された者及び療育手帳の交付を受けていない者で、児童相談所、障害者更生相談所又は専門医(以下「児童相談所等」という)の判定又は診断により知能指数35以下と認められる者) エ 重複障害者(児童相談所等の判定又は診断により知能指数50以下と認められ、かつ身体障害者手帳の3級に該当する者)		②ほかの補助事業の利用を要件としている	小郡市重度障害者等日常生活用具給付等事業と併用。	特になし	②工事費用に応じて決定	備考	補助率等
福岡県	生ごみ処理機(電動式)購入費補助	小郡市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし	小郡市に居住し、家庭で使用されること	④要件なし	一世帯1基まで。以降4年間購入不可。	⑥その他	生ごみ処理機	購入金額の2分の1で上限2万4千円	
福岡県	生ごみ処理機(コンポスト、EMボカシ機)購入費補助	小郡市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし	小郡市に居住し、家庭で使用されること	④要件なし	一世帯2基まで。以降4年間購入不可。	⑥その他	生ごみ処理容器	購入金額の2分の1でコンポスト上限2千円、EMボカシ上限11千円	
福岡県	小郡市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	小郡市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし	自ら居住する住宅(市内に存するものに限る)にシステムを設置する者	②ほかの補助事業の利用を要件としている	J-PECの太陽光発電補助金の交付決定を受けていること	特になし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	1kwあたり2万円、上限6万円	
福岡県	大野城市高齢者・障がい者住宅改修費助成事業	大野城市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			③その他の要件	①と②が要件 ②は生計を共にしている者すべてが住民税非課税であること	特になし(借家の場合は家主の承諾を必要とする)	③その他	住宅改修費が介護保険からの助成だけでは足りない場合、この制度の助成を上乗せすることができる。	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	在宅高齢者等が利用する玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等を改修する工事で新築工事は対象外 30万円を上限として、対象工事に対して100%
福岡県	大野城市高齢者・障がい者住宅改修費助成事業	大野城市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		介護保険による住宅改修の施工者	③その他の要件	世帯の生計中心者の市町村民税が非課税で、大野城市に住居登録を行っており、 ●身体障害者手帳1・2級に該当する65歳未満の人および車いすなどの交付を受け、市長が特に必要と認めた65歳未満の人 ●療育手帳Aに該当する65歳未満の人	特になし(借家の場合は家主の承諾を必要とする)	③その他	介護保険サービスの給付対象者となる人については、介護保険制度上の住宅改修費助成が優先される。(住宅改修費が介護保険からの助成だけでは足りない場合、この制度の助成を上乗せすることができる。)	①特定の工事の工事費用に応じて決定	30万円を上限として、対象工事に対して100%	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について					(5) 補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等
							備考	備考		備考	備考		備考	備考	
福岡県	生ごみ処理機購入費補助	大野城市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし	大野城市に居住(住民基本台帳に登録された住所)事業所を除く	④要件なし			⑥その他	生ごみ処理機	購入金額の2分の1で上限2万円
福岡県	生ごみ処理容器購入費補助	大野城市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし	大野城市に居住(住民基本台帳に登録された住所)事業所を除く	④要件なし			⑥その他	生ごみ処理容器	購入金額の2分の1で上限3千円
福岡県	太陽光発電システム設置補助制度	宗像市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			③その他の要件 市内居住者	自ら居住する住宅	②ほかの補助事業の利用を要件としている	国の太陽光発電設備補助金の交付決定を受けていること	市税の滞納がないこと 過去に宗像市の同補助金を受けていないこと	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	1kwあたり2万5千円	定額
福岡県	排水設備改修工事推進事業	宗像市	⑤リフォーム促進		②融資(無利子)	市が指定する事業者		③その他の要件 ・本市に住所を有する ・市税の滞納がない ・償還能力がある ・供用開始後3年以内	なし	④要件なし		なし	②工事費用に応じて決定	下水道法第10条第1項に規定する排水設備に係る工事	改修工事費の80%
福岡県	宗像市転入者中古住宅購入補助	宗像市	⑥リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			③その他の要件 市内の中古住宅(住宅ローン控除対象外)を居住のため購入し転入する者	購入日を基準日として建築20年を経過した住宅、マンション等の耐火建築物は建築25年を経過した住宅。床面積が60㎡以上の家屋で、当該床面積の2分の1以上に相当する部分が自己の居住の用に供される	③その他	市内の中古住宅(住宅ローン控除対象外)を居住のため購入し転入する者		⑥その他	中古住宅又は敷地の機能や性能を維持又は向上させる工事で施工者が市内の業者が対象(中古住宅増改築等の他敷地内工事として造園扉、ブロック塀等の外構工事や車庫、物置等の工事も対象)	工事費30万円以上に対し20万円(上限)
福岡県	宗像市高齢者等住宅改修費助成事業	宗像市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし	特になし(賃貸住宅については所有者の承諾が必要)	③その他	介護保険や障害者日常生活用具給付事業から住宅改修費支給を受けることが条件である。		②工事費用に応じて決定		30万円を補助基準額として、補助基準額または住宅の改修工事費のいずれか低い額
福岡県	宗像市木造住宅耐震改修工事費補助事業	宗像市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)			③その他の要件 ・過去に補助金の交付を受けていない者 ・市税を滞納していない者	・市内に存するもの ・昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築又は工事に着手したもの ・建築基準法及び関係法令の規定に違反していないもの	①ほかの補助事業との併用は不可		市内業者が施工の場合は最大50万円を補助	①特定の工事の工事費用に応じて決定	住宅の用に供する部分の耐震改修工事に要する費用	・耐震改修工事費の3分の1に相当する額。ただし、30万円を限度とし、市内事業者と当該改修工事に係る請負契約を締結した場合は、50万円を限度とする。 ・耐震診断費の3分の1に相当する額。ただし、5万円を限度とし、耐震改修工事を行った場合に限り。

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について					(5) 補助内容について					
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	備考	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		
								分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考		分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考		備考	備考	補助率等
福岡県	生ごみ処理機器購入費補助	宗像市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			③その他の要件	・生ごみ処理機 1世帯5年につき1基まで ・設置型コンポスト容器又はバケツ型型閉容器 1世帯5年につき2基まで ・ダンボールコンポスト 1世帯1年につき5基まで	宗像市に居住(住民基本台帳に登録された住所)事業所を除く	③その他	なし		⑥その他	生ごみ処理機器	購入価格の2分の1以内
福岡県	古賀市住宅用太陽光発電システム設置補助	古賀市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし		特になし	②ほかの補助事業の利用を要件としている	国の補助金の交付を受けていること。	特になし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(kW表示とし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。)に1kW当たり25,000円を乗じて得た額(1,000円未満の端数切捨)とし、100,000円を上限とする。
福岡県	生ごみ処理機器購入費補助	古賀市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし		特になし	④要件なし		特になし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	・電気式処理機器 上限2万円 1世帯1基まで 5年間当補助を受けていない者であること ・コンポスト容器 上限5,000円 1世帯2基まで 3年間当補助を受けていない者であること	税抜き額の2分の1(100円未満は切り捨て)
福岡県	古賀市要介護高齢者等住宅改修費補助金交付事業	古賀市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			③その他の要件	要介護認定又は要支援認定を受けている者で、生活保護法による被保護世帯又は生計中心者の前年所得税非課税世帯	住宅の新築又は増築による工事は除く	③その他	工事内容が介護保険制度の住宅改修の対象工事と重なる場合は、介護保険が優先される。	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		30万円を補助基準額として、補助基準額または住宅の改修工事費のいずれか低い額
福岡県	日常生活用具給付事業	古賀市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			①高齢者・身体障害者のみ	身体障害者手帳の下肢・体幹機能障害3級以上の者のみ	市内にあり、実際本人が居住している住宅	①ほかの補助事業との併用は不可			①特定の工事の工事費用に応じて決定	手すりの設置、スロープの設置、扉の取替等の特定の工事にかかる費用	上限額範囲内で実際にかかった費用の9割
福岡県	福津市重度障害者等日常生活用具等給付事業	福津市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			①高齢者・身体障害者のみ	65歳未満の下肢・体幹機能障害がある身体障害者であって障害等級2級以上の者	特になし	④要件なし		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	手すりの取り付け・段差の解消・滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更・引き戸への取り替え・洋式便器への取り替え等	9割
福岡県	福津市太陽光発電システム設置事業補助金	福津市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			③その他の要件	・市内に居住する者で、自らの住宅に設置する者 ・太陽光発電協会から平成22年4月1日以降に『補助金交付決定通知』を受けている者 ・電力会社と平成22年4月1日以降売電契約を締結している者 ・市税等の滞納がない者	特になし	②ほかの補助事業の利用を要件としている	福津市一般住宅用太陽光発電システム導入補助事業	特になし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		1キロワット当たり2.5万円で、最高4キロワット10万円までの補助。

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について					(5) 補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等
							備考	備考		備考	備考		備考	備考	
福岡県	家庭用燃料電池設置事業補助金	福津市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			・市内に居住する者で、自らの住宅に設置する者。・燃料電池普及促進協会から平成23年4月1日以降に『補助金交付決定通知』を受けている者。・定格運転時において1.5kW以下の発電出力がある燃料電池システム。・市税等の滞納がない者	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可	国の補助と併用可	特になし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	総合効率80%以上(LHV基準) ・家庭用燃料電池 発電出力1.5kW以下、未使用 ・ガスエンジン給湯器 発電出力5kW以下、未使用	一律10万
福岡県	宮若市重度障害者等日常生活用具給付等事業	宮若市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	宮若市重度障害者等日常生活用具給付等事業において当市と契約のある業者	①高齢者・身体障害者のみ	身体障害者手帳の交付を受けたもので、当該手帳に記載の身体上の障害が下肢・体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)の程度が3級以上であるもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上のもの	特になし	④要件なし		特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象の住宅改修にかかる費用	費用の額の100分の90に相当する額(上限20万円、所得により負担上限額あり)

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について					(5) 補助内容について					
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	免注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等	
							備考	備考		備考	備考		備考	備考		
福岡県	宮若市障害者住みよか事業	宮若市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		宮若市重度障害者等日常生活用具給付等事業において当市と契約のある業者	①高齢者・身体障害者のみ	助成対象者は、次の各号のすべてに該当する者で、市長が住宅改修(維持補修的なものを除く。)の必要があると認めたものとする。 (1) 市内に居住する者 (2) 次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者 ア 身体障害者(身体障害者手帳の1級又は2級に該当する者及びそれ以外の者で、補装具として車いす等の交付を受けており、市長が特に必要と認めたもの) イ 知的障害者(療育手帳の交付を受け、障害の程度欄に「A」と表示された者及び療育手帳の交付を受けていない者で、児童相談所、知的障害者更生相談所又は専門医(以下「児童相談所等」という。)の判定又は診断により知能指数35以下と認められるもの) ウ 重複障害者(児童相談所等の判定又は診断により知能指数50以下と認められ、かつ、身体障害者手帳の3級に該当する者) (3) 次に掲げるいずれかが住宅改修を必要と認められた者 ア 在宅介護支援センター運営事業等実施要綱(「在宅介護支援センター運営事業等の実施について」(平成12年9月27日厚生省老人保健福祉局長通知)の別紙)に基づく在宅介護支援センター イ 住宅改修に専門的知識を有する者で、市が適当と認めるもの (4) 世帯全員の市民税及び所得税が非課税の世帯で、申請時において、市税及び介護保険料の滞納がない者	住宅の新築、増築工事又は全面的な改修工事、また、申請前に着手し、又は完了している工事は対象外。	②ほかの補助事業の利用を要件としている	宮若市重度障害者等日常生活用具給付等事業と併用。	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象の住宅改修にかかる費用	助成額は、30万円を限度とする。ただし、工事費補定額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの
福岡県	宮若市高齢者住みよか事業	宮若市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	住宅改修費の助成金支給	①高齢者・身体障害者のみ	介護保険による住宅改修費を限度額まで支給済みで、更なる住宅改修が必要な場合に一定の要件のもとで支給。	住宅の新築、増築工事又は全面的な改修工事、また、申請前に着手し、又は完了している工事は対象外。	③その他	介護保険による住宅改修費を限度額まで支給済みであることが必要。	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象の住宅改修にかかる費用	助成額は、30万円を限度とする。ただし、工事費補定額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの		

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について					(5) 補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等
							備考	備考		備考	備考		備考	備考	
福岡県	嘉麻市住みよか事業	嘉麻市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		①高齢者・身体障害者のみ	市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者であり、かつ、所得税非課税世帯に属する者のうち、福岡県高齢者等バリアフリーアドバイザー派遣相談事業実施要領に定めるバリアフリーアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)の意見に基づき、市長が住宅改修(増築、改築又は維持補修的なものを除く。)を必要と認められたものとする。 (1) 介護保険の被保険者で、要介護認定及び要支援認定において、要支援及び要介護1から要介護5までに判定されたもの (2) 身体障害者(下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。))を有する身体障害者であって障害程度等級2級以上のもの (3) 知的障害者(福岡県療育手帳交付要綱)別紙の2のA1又はA2の程度と認められる者 (4) 重複障害者(児童相談所等の判定又は診断により知能指数50以下と認められ、かつ、身体障害者手帳の3級に該当する者)	特になし	②ほかの補助事業の利用を要件としている	介護認定者については、介護保険による住宅改修を優先し、介護保険の限度額まで支給済み又は同時申請で支給済みとなる必要がある。	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		補助率：対象経費の100%
福岡県	みやま市住みよか事業	みやま市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		①高齢者・身体障害者のみ	住民税及び前年分所得税非課税世帯者	特になし	②ほかの補助事業の利用を要件としている	介護保険や障害者日常生活用具給付事業による住宅改修に該当する場合は、これらの事業の限度額を超える額が当事業の対象となる。		①特定の工事の工事費用に応じて決定		10割
福岡県	みやま市障害者(児)日常生活用具給付事業	みやま市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	市からの委託業者	①高齢者・身体障害者のみ	身体障害者手帳の交付を受けたもので、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって、障害等級3級以上のもの(ただし、特殊便器への取替えを希望する場合は上肢障害2級以上の者)	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可	介護保険法の保険給付対象用具は除く		①特定の工事の工事費用に応じて決定		9割 (市県民税非課税世帯10割)

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について					(4) 補助内容について					
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	備考	発注者 備考	リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他	A) 支援対象		
										備考	備考	備考	(工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	備考	備考
福岡県	みやま市水洗便所改造工事	みやま市	⑥その他	水洗便所の普及促進を図り、もって公衆衛生の向上を図る	①補助(診断士派遣を含む)		みやま市排水設備指定工事店	③その他の要件	市内に住所を有する個人及び営利を目的としない法人で、かつ、家屋の所有者(市税及び下水道受益者負担金又は農業集落排水事業分担金を滞納していないこと)	特になし	④要件なし		(公共下水道及び農業集落排水施設の供用開始の告示の日から3年以内に完了する改造工事)	③(工事費用にかかわらず)定額を補助	下水道等の供用開始の告示の日から工事完了の日までの期間が、1年以内は5万円、1年を経過し2年以内は3万円、2年を経過し3年以内は1万円を補助(浄化槽等については、その2分の1の額を補助)
福岡県	みやま市浄化槽設置整備事業	みやま市	⑥その他	生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止	①補助(診断士派遣を含む)		浄化槽設備士免状又は終了証取得者	③その他の要件	公共下水道事業計画区域(認可区域を除く。)において、合併処理浄化槽を設置しようとする者で、次に該当しないもの。 ①浄化槽法に基づく設置の届出の審査又は建築基準法に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者。 ②住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの。 ③国県及び市等の公共団体。 ④市民税、国民健康保険税又は税外収入徴収金を滞納している世帯に属する者。	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可	国県及び市等の補助金を除く	合併浄化槽設置完了後1年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管渠で接続し、使用を開始しなければならない。	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	5人槽 332,000円、 6人槽 373,000円、 7人槽 414,000円、 8人槽 458,000円、 9人槽 500,000円、 548,000円。
福岡県	みやま市生活排水対策改修資金融資に伴う利子補給金	みやま市	⑥その他	水洗化の促進	③利子補給			③その他の要件	みやま市戸別浄化槽整備条例による浄化槽の設置に伴う排水設備等の設置及び住宅改修等のための資金融資を受けた者	特になし	④要件なし		利子補給の対象となる融資金の額は、改修工事1件につき10万円以上100万円以内とし、市が告示をもって指定した金融機関からの融資とする。	⑥その他	利子補給 ①利子補給率は、当該融資資金にかかる利率に50パーセントを乗じて得た率(2.5パーセントを限度とする)、 ②利子補給対象期間は、償還開始の月から起算して60箇月以内
福岡県	みやま市住宅用太陽光発電システム設置事業	みやま市	③エコリフォーム促進	エコ設備設置促進	①補助(診断士派遣を含む)			③その他の要件	市内において、自ら居住し、若しくは居住することとしている住宅に新たにシステムを設置する個人、又は、あらかじめシステムが設置された市内の建売住宅を自ら居住する目的で購入する個人で、市町村民税の滞納がないこと。 システムを設置する住宅が自己の所有物でない場合は、当該住宅の所有者の設置承諾をあらかじめ受けていなければならない。	特になし	④要件なし		補助金交付対象となるシステムは、未使用であるものに限る。	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	1キロワット(小数点第3位以下切捨て)×3万円(千円未満切捨て)

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について					(5) 補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	免注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		
							備考	備考		備考	備考		備考	備考	
福岡県	みやま市電気式生ごみ処理機器設置事業	みやま市	③エコリフォーム促進	エコ設備設置促進	①補助(診断士派遣を含む)			③その他の要件	電気式生ごみ処理機器の購入者で、市内に住所を有するもの。	特になし		④要件なし		⑥その他	電気式生ごみ処理機器 購入価格(1台限り)×1/2以内(千円未満切捨て)補助を受けて機器を購入した者については、その後の4箇年度について補助金の交付はしない。
福岡県	那珂川町高齢者等住宅改修費助成事業	那珂川町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		①高齢者・身体障害者のみ	世帯の生計中心者の市町村民税が非課税で、那珂川町に住居登録がある65歳以上の高齢者、及び ◆身体障害者手帳1・2級に該当する65歳未満の人および車いすなどの交付を受け、町長が特に必要と認められた65歳未満の人 ◆療育手帳Aに該当する65歳未満の人	特になし(借家の場合は家主の承諾を必要とする)	③その他		介護保険サービスの給付対象となる人については、介護保険制度上の住宅改修費助成が優先される。(住宅改修費が介護保険からの助成だけでは足りない場合、この制度の助成を上乗せすることができる。)	①特定の工事の工事費用に応じて決定		30万円を上限として、対象工事に対して100%
福岡県	宇美町高齢者等住宅改修費助成事業	宇美町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	・高齢者もしくは身体障害者 ・非課税世帯	特になし	②ほかの補助事業の利用を要件としている		・改修部分が介護保険住宅改修対象となる箇所であるときは介護保険住宅改修20万円を切り替えること。 ・工事に日常生活用具給付等事業の住宅改修費が含まれる場合には日常生活用具等給付事業の給付限度額を超えると見込まれること。	②工事費用に応じて決定		30万円までは10分の10
福岡県	篠栗町重度身体障害者住宅改修費給付等事業(日常生活支援事業)	篠栗町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		①高齢者・身体障害者のみ	住宅改修費等の給付対象者は、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障害者及び年齢以上の身体障害者であって障害程度等3級以上の者とする。ただし、特殊便器への取替えについては、上肢機能2級以上のものとする。	住宅の新築又は増築及び維持補修的な工事は、助成対象工事としない。	①ほかの補助事業の利用を併用は不可		年齢が65歳以下で、介護保険の認定を受けていないこと 無し	①7-1の工事に要した経費	経費より自己負担(非課税0円、課税1割、自己負担上限有り)を減額し助成限度額まで	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について					(5) 補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	免注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等
							備考	備考		備考	備考		備考	備考	
福岡県	篠栗町高齢者等住宅改造費助成事業(福岡すみよか事業)	篠栗町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		①高齢者・身体障害者のみ	町内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に登録され、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条に規定する外国人登録原票に登録されているもの (2) 次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者 ア 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者 イ 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の1級又は2級に該当する者及びそれ以外の者で、補装具として車いす等の交付を受けており、町長が特に必要と認められたもの ウ 療育手帳制度について(昭和48年厚生省発見第156号厚生事務次官通知)の規定に基づき療育手帳の交付を受け、障害の程度欄に「A」と表示された者及び療育手帳の交付を受けていない者で、児童相談所、知的障害者更生相談所又は専門医(以下「児童相談所等」という。)の判定又は診断により知能指数35以下と認められるもの エ 児童相談所等の判定又は診断により知能指数50以下と認められ、かつ、身体障害者手帳の3級に該当する者	住宅の新築又は増築及び維持補修的な工事は、助成対象工事としない。	②ほかの補助事業の利用を要件としている	介護保険の住宅改修若しくは篠栗町重度身体障害者住宅改修費給付等事業を限度額まで利用していること	無し	①7-1の工事に要した経費	助成限度額まで交付	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について					(5) 補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等
							備考	備考		備考	備考		備考	備考	
福岡県	篠栗町介護予防住宅改修費助成事業	篠栗町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	事業の対象者は、次の各号のすべてに該当する者で、町長が住宅改修を真に必要と認めたものとする。 (1) 町内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条に規定する外国人登録原簿に登録されている者 (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けていない65歳以上の者 (3) 次に掲げるいずれかが住宅改修を必要と認めた者 ア 篠栗町高齢者サービス調整チーム設置要綱(平成4年要綱第5号)に規定する高齢者サービス調整チーム イ 福岡県高齢者等住宅改修アドバイザー派遣相談事業実施要綱に定める住宅改修アドバイザー ウ その他、住宅改修に専門的な知識を有する者で、町長が適当と認めるもの (4) 当該世帯の生計中心者の住民税及び前年度所得税課税年額が非課税の世帯に属する者	住宅の新築又は増築及び維持補修的な工事は、助成対象工事としない。	③その他	要介護認定又は要支援認定を受けていない65歳以上の者	無し	①7-1の工事に要した経費	助成対象になる改修に要した額の8割に相当する額又は助成限度額のいずれか低い方の額。	
福岡県	住宅改修事業補助	志免町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	要介護認定者	新築は除く。	②ほかの補助事業の利用を要件としている	介護保険(介護保険給付の住宅改修を支払いに充てられていることが条件)	非課税世帯(住民税)	①特定の工事の工事費用に応じて決定	介護保険ケアプランの内容にもとづく、対象者の身体状況に必要な改修については、100%で、その他除外する	
福岡県	住宅改修事業補助	志免町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	身体障害者(身体障害者手帳の1級又は2級に該当する者及びそれ以外の者で、補装具として正しい交付を受けており、町長が特に必要と認めたもの) 知的障害者(療育手帳の交付を受け、障害の程度欄に「A」と表示された者及び療育手帳の交付を受けていない者で、児童相談所、知的障害者更生相談所又は専門医(以下「児童相談所等」という。)の判定又は診断により知的指数35以下と認められるもの) 重複障害者(児童相談所等の判定又は診断により知能指数50以下と認められ、かつ、身体障害者手帳の3級に該当する者)で当該世帯の生計中心者の申請時における当該年度住民税(4月1日から6月30日)については前年度とする。)が非課税の世帯に属する者	特になし	②ほかの補助事業の利用を要件としている	地域生活支援事業の利用		①特定の工事の工事費用に応じて決定	10割(上限30万円)	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について					(5) 補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者			他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等
							備考	備考	備考	リフォーム実施住宅	備考		備考	備考	
福岡県	志免町地域生活支援事業	志免町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		日常生活用具給付等事業委託契約書により契約した事業所	③その他の要件	下肢、体幹又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する障害者等であって、障害等級3級以上の者	特になし	②ほかの補助事業との併用は不可	介護保険該当であればそちらを利用	①特定の工事の工事費用に応じて決定		費用の額の100分の90に相当する額(上限20万円、所得により負担上限額あり)
福岡県	志免町生ごみ処理容器設置費補助	志免町	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし	町内に居住しており、町が指定する生ごみ処理容器等を購入したものの、補助対象数量は、1世帯につき年2容器(2回分)、生ごみ処理器くたくんについては1回限りの補助。		④要件なし		⑥その他	生ごみ処理容器等	購入金額の2分の1
福岡県	志免町緊急経済対策住宅リフォーム補助	志免町	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	町内事業者		③その他の要件	1. 町民 2. 住宅の所有者で現に居住していること 3. 町税等の滞納がないこと 4. この補助金の交付を受けたことがないこと		③その他	介護保険の住宅改修費等との併用は不可	②工事費用に応じて決定		10割
福岡県	すみよか事業(住宅改修)	粕屋町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			③その他の要件		特になし	②ほかの補助事業との併用は不可	介護保険住宅改修費を上回った改修	①特定の工事の工事費用に応じて決定	住民税非課税世帯、要介護認定高齢者、補助対象工事費のみ	補助対象経費の8割(上限30万円)
福岡県	住宅改修費補助(生活支援)	粕屋町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			③その他の要件		特になし	①ほかの補助事業との併用は不可	要介護認定を受けていないもの	①特定の工事の工事費用に応じて決定	住民税非課税世帯、補助対象工事費のみ	補助対象経費の8割(上限10万円)
福岡県	水巻町在宅老人世帯等住宅改修助成事業	水巻町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			①高齢者・身体障害者のみ	玄関、廊下、居室、浴室、便所、洗面所、台所等の高齢者等が利用する部分に関するもの		③その他	介護保険の住宅改修費を全て利用している事	①特定の工事の工事費用に応じて決定		A. 生活保護法による非保護世帯生計中心者の当該年度の町民税非課税世帯 5/5 B. A階層を除き生計中心者の前年度所得課税年額が70,000円以下の世帯 3/5 C. A階層を除き生計中心者の前年度所得課税年額が70,001円以上152,500円以下の世帯 1/5

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について					(5) 補助内容について					
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	備考	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等
								分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考		分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考		分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工場の工事費用に応じて決定 ②工事費用に応じて決定 ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を決定	備考	
福岡県	遠賀町高齢者等住宅改造成事業	遠賀町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			③その他の要件	次の(1)~(3)全てに該当する者 (1) 遠賀町内に住所を有する者 (2) 次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者 ア 介護保険要介護認定において、要支援以上の認定を受けた者 イ 身体障害者(身体障害者手帳の1級又は2級に該当する者及びそれ以外の者で、補装具として車いす等の交付を受けており、町長が特に必要と認めた者) ウ 知的障害者(療育手帳の交付を受け、障害の程度欄に「A」と表示された者及び療育手帳の交付を受けていない者で、児童相談所、知的障害者更生相談所又は専門医(以下「児童相談所等」という。)の判定又は診断により知能指数35以下と認められる者) エ 重複障害者(児童相談所等の判定又は診断により知能指数50以下と認められ、かつ身体障害者手帳の3級に該当する者) (3) 当該世帯の生計中心者の前年度の町民税が非課税の世帯に属する者	特になし	③その他	介護保険や重度身障給付事業に該当する場合は、まずこれらの事業を優先する。なおかつ、これらの事業の限度額(20万円)を超えた部分が対象となる。高齢者等住宅改造成事業の対象となる人は、ほとんどが上記事業の対象となる。	②工事費用に応じて決定	住宅改造成費用を全額補助(上限300,000円)	全額補助(上限300,000円)	
福岡県	鞍手町高齢者住みよか事業	鞍手町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			③その他の要件	以下の全てを満たす者 ・当町に居住する65歳以上の者 ・要支援又は要介護認定者 ・町民税世帯非課税 ・申請時に町民税、介護保険料の滞納なし ・在宅介護支援センターが住宅改修の必要性を認めた者	当該高齢者が現に居住する住宅。	③その他	介護保険による住宅改修を優先し、介護保険の支給限度額を超える額が当事業の対象。	介護保険の住宅改修と併用する場合は、介護保険該当分と当事業の該当分を、申請書類で明確に区分する必要がある。	①特定の工場の工事費用に応じて決定	10/10	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について					(5) 補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等
							備考	備考		備考	備考		備考	備考	
福岡県	鞍手町障害者住みよか事業	鞍手町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	・鞍手町に居住し、次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者 ア 身体障害者(身体障害者手帳の1級又は2級に該当する者及びそれ以外の者で、補装具として車椅子等の交付を受けており、町長が特に必要と認めたる者) イ 知的障害者(療育手帳の交付を受け、障害の程度欄に「A」と表示された者及び療育手帳の交付を受けていない者で、児童相談所、知的障害者更生相談所又は専門医(以下「児童相談所等」という。)の判定又は診断により知能指数35以下と認められる者) ウ 重篤障害者(児童相談所等の判定又は診断により知能指数50以下と認められ、かつ身体障害者手帳の3級に該当する者)	当該障がい者が現に居住する住宅。	③その他	介護保険対象者は、介護保険による住宅改修を優先する。		①特定の工事の工事費用に応じて決定		10/10
福岡県	鞍手町生ごみ処理容器購入費補助事業	鞍手町	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	1世帯2個を限度とし、2個目の補助金の交付を受けた日から2年間は、当補助金の交付を受けることができない	特になし	④要件なし		⑥その他	コンポスト購入額(税別)	1/2	
福岡県	桂川町住宅改修事業	桂川町	⑥その他	バリアフリー、省エネ、耐震等が該当する。	①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件		特になし	①ほかの補助事業との併用は不可		特になし	②工事費用に応じて決定	1/10	
福岡県	桂川町日常生活用具給付事業	桂川町	⑥その他	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	手帳所持者(下肢、体感機能障害、脳病変による運動機能障害3級以上)	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可	介護保険給付対象者は介護保険優先	特になし	②工事費用に応じて決定	市町村民税非課税世帯は利用負担なし、課税世帯は1割負担	
福岡県	桂川町高齢者等住宅改修費	桂川町	⑥その他		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	住民税及び所得税非課税世帯	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可	介護保険給付対象者は介護保険優先	特になし	②工事費用に応じて決定	30万円を上限として、県補助1/2、町補助1/2	
福岡県	大木町住宅改修事業	大木町	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	町内事業者	③その他の要件	事業費10万~300万円 住民登録している人 滞納がないこと 年度完成すること	床面積が増えないこと 外構工事は対象外	①ほかの補助事業との併用は不可	ただし、住宅エコポイント対象工事可	特になし	②工事費用に応じて決定	工事費の1割に相当する金額(上限10万円、予算の範囲内)	
福岡県	おおき住みよか事業	大木町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	①かつ② もしくは高齢者の場合要介護認定あり	特になし	③その他	介護保険の上乗せ補助も○(介護保険上限20万円、1割自己負担)	介護保険住宅改修事業に準ずる	⑥その他	上限30万円。工事費が30万円以下の場合全額補助 30万円まで	
福岡県	地域生活支援事業(日常生活用具給付事業)	広川町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		①高齢者・身体障害者のみ		特になし	④要件なし			①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象設備の設置にかかる費用(上限20万円)	定額
福岡県	添田町日常生活用具給付等事業	添田町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		①高齢者・身体障害者のみ		特になし	④要件なし		なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		定額

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について					(5) 補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象		補助率等
							備考	備考		備考	備考		備考	備考	
福岡県	住宅リフォーム工事補助事業	苅田町	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	町内事業者	③その他の要件	・町民であること ・対象となる住宅に居住していること ・町税及び上下水道料金を滞納していないこと ・補助金の交付を受けたことがないこと	町内に所有する個人住宅及び併用住宅	③その他	町の他の補助制度と併用可能。		②工事費用に応じて決定		工事費の10%
福岡県	太陽光発電システム設置補助事業	苅田町	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	・当該補助金を過去に受けたことがないこと ・町税及び上下水道料金を滞納していないこと ・自ら居住する町内の住宅に対象システムを設置する個人で電灯契約をしている人	特になし	④要件なし	国の補助と併用可	補助対象経費が1kWあたり65万円(税別)以下であること	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		1kwあたり3万円
福岡県	障害者日常生活用具給付等事業	苅田町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	・下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する学齢児以上の身体障害児、身体障害者であって、障害程度等級3級以上のもの ・介護保険に該当しないもの ・本制度の利用がはじめてのもの	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可			②工事費用に応じて決定	在宅の重度身体障害者の住環境の改善費用	補助率 90%
福岡県	みやこ町高齢者等住宅改造成事業	みやこ町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		①高齢者・身体障害者のみ	住民税非課税世帯者	特になし	②ほかの補助事業の利用を要件としている	介護保険制度及び障害者施策での住宅改修給付を使い切った後に適用。		①特定の工事の工事費用に応じて決定		10割
福岡県	みやこ町地域生活支援事業	みやこ町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		①高齢者・身体障害者のみ	身障手帳の下肢機能、体幹機能等による3級以上の者	特になし	④要件なし			①特定の工事の工事費用に応じて決定		10割